

令和6年6月28日
子ども・若者部児童相談支援課

意見表明等支援事業の事業者選定結果について

令和6年1月19日の世田谷区児童福祉審議会で報告したとおり、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の主旨を踏まえ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組みの一端として実施する意見表明等支援事業について、プロポーザルを実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 委託内容

(1) 業務内容

- ①意見表明等支援員の養成
- ②事業実施に係る児童相談所、区内児童養護施設、区内里親等との事前調整
- ③施設等への定期訪問活動（訪問アドボカシー）
- ④区外の児童養護施設に対する事業説明
- ⑤子どもや関係者からの要請に基づく活動
- ⑥意見表明等があった場合の意見表明支援等
- ⑦アクセス手段の確保及び広報物の作成
- ⑧児童相談所職員等への子どもの意見表明等に係る理解促進の取組み
- ⑨区内子どもの権利擁護実施機関との連絡会への参加
- ⑩守秘義務・個人情報の管理

(2) 履行期間

令和6年6月17日から令和7年3月31日まで

※令和7年度、8年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

2 事業者名等

- (1) 事業者名 一般社団法人 子どもの声からはじめよう
- (2) 所在地 東京都江戸川区東小松川3-35-13-204 NICハイム船堀
- (3) 代表者 代表理事 川瀬 信一

3 事業者の選定

(1) 選定方法

選定にあたっては、世田谷区意見表明等支援事業委託業者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置した。

事業者募集は公募により実施することとし、3事業者からの応募書類を受理した。

選定委員会では、選定委員による書類審査、ヒアリング審査を実施した。また、財務諸表について、公認会計士による財務審査を実施した。

上記審査結果を総合的に判断し、事業者を選定した。

(2) 選定委員会開催状況

○ 令和6年2月27日 委託業者選定委員会

合格基準を満たす事業者がいなかったため、「選定事業者なし」となった。その後、審査方法や審査基準を見直したうえで、2回目の公募を実施した。

○ 令和6年5月10日 委託業者選定委員会（2回目）

書類審査、ヒアリング審査、財務審査結果に基づき事業者を選定した。

(3) 選定委員会の構成

委員長：吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）

委員：川松 亮（明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授）

武藤 素明（社会福祉法人二葉保育園常務理事、二葉学園 統括施設長）

松本 幸夫（世田谷区子ども・若者部長）

柏原 耕治朗（世田谷区玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長）

(4) 審査基準

①法人の運営体制（専門性や実績等）

②業務の実施体制（配置人員の経験や資格、人員配置、個人情報保護の取扱い等）

③提案内容の充実度、有効性及び実現可能性

④社会的養護のもとで生活する子ども、子どもの権利擁護の現状、世田谷区の児童相談行政、及び本業務内容の理解度

⑤業務に要する見積金額の妥当性

⑥ヒアリングでの説明内容の的確性、明快性等

(5) 審査結果

順位		書類審査	ヒアリング 審査	財務審査	合計
	配点	825点	500点	300点	1,625点
1	一般社団法人 子どもの声からはじめよう	620点	424点	100点	1,144点 (70.4%)
2	事業者A	553点	383点	100点	1,036点 (63.8%)
3	事業者B	413点	273点	200点	886点 (54.5%)

(6) 主な選定理由

- 他自治体での事業実績があり、ノウハウの蓄積や意見表明等支援員への研修内容が充実している点が評価された。
- 他自治体で実施していることを考慮しても、十分な人数の意見表明等支援員が確保できる点が評価された。
- 法人として、本事業の実施を経営方針に掲げており、ヒアリング審査において、事業実施に向けた熱意が強く感じられた点が評価された。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月～	事業者との契約締結に向けた協議
6月17日	契約締結
9月～	一時保護所での活動開始
令和6年度中	区内児童養護施設・里親等へのモデル事業実施